

高松市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成19年3月30日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	住谷幸伸
同	伏見正範

平成18年度定期監査結果報告等について

第1 健康福祉部健康福祉総務課こくぶんじ荘定期監査の結果に関する報告

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成17年度および平成18年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
健康福祉部	健康福祉総務課 こくぶんじ荘	平成17年度および平成18年4月1日から同年12月25日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理

(2) 監査の方法

平成17年度および平成18年度の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行および事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの

高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、消防用設備保守点検業務委託契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

イ 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の

記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、介護老人保健施設こくぶんじ荘の各種伺決裁の起案用紙には、公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

ウ 適正な契約書を作成すべきもの

特別管理産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、委託契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第4項、同法施行令第6条の6第2号および第6条の2第3号の規定に基づき、委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を規定しなければならないが、こくぶんじ荘特別廃棄物収集運搬処理業務委託契約については、これらの条項が盛り込まれていない請書により契約締結しているので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、規定に基づき適正な契約書を作成し、契約を締結されたい。

第2 病院部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成17年度および平成18年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
病院部	経営管理課 市民病院庶務課 市民病院医事課	平成17年度および平成18年4月1日から同年12月25日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理

(2) 監査の方法

平成17年度および平成18年度の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行および事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成18年4月1日から、年3.6パーセントから年3.4パーセントに変更されているにもかかわらず、臨床検査委託契約書および住所データ変換対応作業委託契約書の条項のうち、履行遅延に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

(市民病院庶務課・市民病院医事課)

イ 業務委託契約に係る個人情報の取扱いを適正にすべきもの

高松市民病院保安警備業務委託および高松市民病院受付等補助業務委託については、個人情報を取扱う業務が含まれているため、「個人情報を取扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、当該契約書に「個人情報取扱特記事項」を添付しているが、個人情報取扱特記事項第11項では、受託者は個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、市に報告しなければならないと規定しているにもかかわらず、受託者から個人情報の取扱いに関する要領等の報告を受けていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、個人情報の適正な管理が図れるよう、受託者に対し、個人情報の取扱いに関する要領等の報告を求められたい。

(市民病院庶務課)

ウ 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しているが、病歴類移動および整理業務委託の支出負担行為伺決裁には、仕

様書が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(市民病院医事課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 今回の監査で付した監査委員の意見

ア 出張に係る負担金の支出について

精神保健指定医更新および認定看護師審査の出張に係る負担金については、あらかじめ出席予定者が支払し、後日、支払証明書に基づき、出席者に支出をしているが、主催者の開催通知から負担金支払期限までに期間がある場合には、通常の会計処理により、主催者等の債権者への支出となるよう、事務処理方法の改善に努められたい。

(市民病院庶務課)

イ 未収金処理マニュアルの見直しについて

平成16年度包括外部監査結果報告書では、既存の未収金マニュアルについて、金額の多寡に関わりなく、すべての未収金の督促や、管理責任体制の明確化が必要であるとしており、これを受けて未収金処理マニュアルで、催告を行う金額の条件を除き、また、訪問徴収や保証人への請求について規定するなど、改善がなされている。しかしながら、回収責任者の明確化や報告体制の確立などの滞納管理体制が明文化されていないことから、これらを含めた未収金マニュアルの見直しについて検討されたい。

(市民病院医事課)

第3 水道局定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成17年度および平成18年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
局	課 等	事 務	
水道局	経営企画課 財務管理課 お客さまセンター 水道整備課 (給水維持室) 浄水課	平成17年度および平成18年4月1日から同年12月25日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理	平成18年12月26日から平成19年2月15日まで

(2) 監査の方法

平成17年度および平成18年度の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行および事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成18年4月1日から、年3.6パーセントから年3.4パーセントに変更されているにもかかわらず、作業上衣（夏服：長袖）ほか2件の購入に係る請書の条項のうち、履行遅延に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

（財務管理課）

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 今回の監査で付した監査委員の意見

ア 適正な契約事務処理について

水道局の契約事務手続については、高松市水道事業会計規程第96条で、高松市契約規則を準用すると規定しており、契約をしようとする場合は、決裁に同規則に定める契約方法、契約保証金および連帯保証人の取扱いなどを明記し、契約事務の透明性や適正性の確保を図らなければならないが、決裁文書の様式には、連帯保証人の記載欄がなく、契約保証の記載欄に連帯保証人について記載しているものが見受けられた。

今後は、伺決裁の様式に、契約上必要な項目および内容等を統一するなど、関係課と協議の上、契約事務処理の適正化に努められたい。

（浄水課）

第4 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

行政財産の使用を許可した場合には、当該使用許可に伴い、高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定により、行政財産使用許可台帳を調整しなければならないが、電力柱および支線の使用許可については、同台帳が調整されていないので、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月2日）

使用許可した電力柱および支線については、高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項に規定する行政財産使用許可台帳を調整した。

（環境部南部クリーンセンター）

2 工事変更契約に係る執行伺決裁を受けるべきもの

(1) 改善を要する事項

女木港消波ブロック移設工事については、設計変更により設計金額を増額し、変更契約をしているにもかかわらず、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1執行伺の表第15項の規定に基づき、変更契約に係る執行伺決裁を受けていないので、今後、同種の契約事務を執行する場合は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月13日）

平成18年度から、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1執行伺の表第15項の規定に基づき、適正に事務処理を行った。

（土木部河港課）

3 保健医療業務委託の協定に係る仕様書の作成等をすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いに

ついて（通知）」でも，委託業務を発注する場合においては，業務範囲の特定を行うために，仕様書を作成することを定めているが，保健医療業務委託契約に基づき，起案された保健医療業務の実施に係る協定書締結伺決裁には，保健医療業務の具体的な業務内容を示した仕様書が添付されていないので，今後，同協定を締結しようとする場合には，委託料の積算基礎となる保健医療業務の内容が明確になるよう，同規定等に基づき仕様書を作成し，決裁に添付されたい。

また，高松市事務決裁規程別表第1人事の表第2項の検収員の任命は，執行伺決裁上で行わなければならないが，協定書締結伺決裁では，その任命が行われていないので，今後は，決裁上で検収員を定めるなど，検収体制を明確にされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月15日）

保健医療業務委託の協定に係る仕様書の作成等については，平成17年度から仕様書を作成し，協定書締結伺決裁に添付するとともに，検収員の任命についても，決裁上で検収員を定め，検収体制を明確にするよう改めた。

（健康福祉部長寿社会対策課）

第5 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 し尿海上輸送業務委託に係る実績報告について

(1) 意見を付した事項

し尿海上輸送業務委託契約では，衛生処理センター中継所から衛生処理センターまでし尿を海上輸送しているが，受託者から提出されている事業実績報告書には，実施日ごとの輸送回数の記載はあるものの，1回当たりの輸送（積載）量が記載されていないので，今後は事業実績報告書に1回当たりの輸送（積載）量を記載することも検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月6日）

し尿海上輸送業務委託に係る実績報告の記載内容については，平成18年11月から，1回当たりの輸送（積載）量を記載することとした。

（環境部衛生処理センター）

2 見積書等の提出先を改めるものについて

(1) 意見を付した事項

悪水路改修工事の見積書，課税・免税事業者届出書およびしゅん工届の提出先が，高松市長，市民病院事業高松市長および高松地区広域市町村圏振興事務組合管理者となっているものがある。これは現行システム上やむを得ないが，今後システム開発を行う上で提出先の表示について検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月13日）

見積書，しゅん工届等の提出先の表示については，監理課が指定している様式を使用しているため，監理課で一括して対応することとなった。

（土木部河港課）

3 工事請負に係る契約事務の効率化について

(1) 意見を付した事項

立石港外2港看板設置工事および高松漁港外3漁港看板設置工事については，工事の内容および工期が同じものを2件の契約にしているが，このような契約事務処理は，効率性および経済性の観点から適切ではないと考えられるので，今後，類似性のある複数の工事請負契約を締結しようとする場合は，これらをまとめて契約を一本化するなど，経費の節減や事務の効率化を図り，より適切な事務処理を検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月13日）

類似性のある複数の工事請負契約については，締結に際し，これらをまとめて契約を一本化するなど，より適切な事務処理を図った。

（土木部河港課）

4 設計書の変更について

(1) 意見を付した事項

工事の設計内容に変更が生じた場合において，軽微な変更と判断したものについては設計書の変更を行っていないものがあるが，軽微な変更であっても設計書の変更をされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年3月16日）

平成15年度から，工事の設計内容の変更が生じた場合は，軽微な変更であっても，設計書の変更を行うこととした。

（土木部住宅課）